

「介護職員等特定処遇改善加算」への取組みについて

令和5年4月

【基本的な考え方】

令和元年10月より新たに「介護職員等特定処遇改善加算、以下、特定加算という」が創設され、厚生労働省指針においても全産業平均年収と同等にすべく、特に介護福祉士保有の勤続10年を超える介護職員へのさらなる処遇改善を図るよう明記されています。既に介護職員処遇改善加算、以下、処遇改善加算という」で介護職員には所定の支給をしていますが、特定加算創設、及び法人内で推進している「Fプロジェクト」の意義を重視し、当法人ではF職員として勤務中の職員への手当を増額し、R5年度も継続支給します。

【特定加算】

・F職員(早出・日勤・遅出・夜勤すべてのシフトを過不足なく勤務できる常勤介護職員)を対象とし、処遇改善加算での手当にさらに所定の金額を増額して支給する。

以下の3パターンにより、R5.4給与からF職員への手当を増額支給する。

なお、それぞれのパターンの対象者への支給金額は異なる。

3パターンに該当しない介護職員へは、処遇改善加算で支給し、特定加算は支給対象としない。

また、介護職員以外の職種も支給対象としない。

- ① F職員、当法人勤続10年以上、介護福祉士保有者
- ② F職員、当法人勤続10年未満、介護福祉士保有者
- ③ ①②以外のF職員

【その他】

※ 勤続年数は、R5.4.1現在を基準とし、R6.3までの勤続月数は考慮しません。R5.4以降の勤続年数の基準も同様とします。

※ 上記内容は、加算報酬の変動・利用者数変動・職員数変動等の要因により大きく影響を受けるため、年度途中、またはR6年度(2024.4)以降において支給内容・支給方法を変更する場合があります。

以上